

市民コメント： 付記 by 宮崎
H29/2017/9/30



札幌交第 390 号

平成 29 年 (2017 年) 9 月 27 日

郵便整理 H29/2017/9/30 Am.

異議申立人兼審査請求人 [Redacted]
 同 [Redacted]
 同 [Redacted]
 同 [Redacted]
 同 [Redacted]

札幌市長 秋元 克広



都市計画変更決定に係る不服申立てに対する決定（裁決）について

平成 29 年 8 月 10 日付けの不服申立てについて決定（裁決）を行いましたので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「審査法」という。）附則第 3 条の規定による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 42 条第 2 項及び審査法第 51 条第 2 項の規定により、別添のとおり決定（裁決）書の謄本を送付します。

自宅

09月30日(土)
指定なし

〒132-33-1804-5 (15/22)
 郵便物・簡易・記録
 日時: 09/29(金)
 受付: 09/29(金) 17:44 I V R
 印字: 09/29(金) 17:51

〒252-0815 TEL: 0466875821
 神奈川県藤沢市石川

郵便整理 H29/2017/9/30 Am.

(札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課 TEL:011-211-2275)

決定（裁決）書

異議申立人兼審査請求人（以下「請求人」という。）

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名



処分庁兼不作為庁（以下「処分庁」という。）

札幌市長

請求人が平成29年8月10日付けで行った行政不服審査請求について、平成24年8月14日付けの都市計画変更決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）又は本件決定の再評価若しくは再審査を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）と解した上で、次のとおり決定及び裁決をする。

市民コメント： H30/2018/3/10 追記 by H.M

・ 当決定(裁決)書の元となる起案書(H29/9/26決裁)に記載されている「内容」は請求者の「趣旨・意図」とは全く「異なっている」。

従って 当決定(裁決)書自体は「無効」である。

参考資料： 起案書H29/9/25付 市民コメント追記（市民入手：H30/1/30）

https://main-omega.ssl-lolipop.jp/sapp/issue/gov/FufukuSinsa20170810/RingiPaper20170922_Final0925.pdf

市民コメント：

- ・当審査請求に関しては H29/2017/8/22：電子会議 及び H29/2017/9/22:対話で 行政部長：中川 雅己氏 及び ICT戦略推進担当部長：一橋 基氏 と打ち合わせを行なった。
- ・「行政不服審査請求」のICT利活用については「申請者確認」は8/22に終えている旨話した。
- ・請求内容については別途 まち造り政策局と打ち合わせする事とした。

主 文

本件異議申立て及び本件審査請求をいずれも却下する。

事案の概要

市民コメント：

- ・交通量・車線数の審議は一切なされていない。
- ・当該環状通は「現状4車線」でも将来交通容量以内である事から「6車線化」は必要無し。

- 1 平成24年8月14日、処分庁は、札幌圏都市計画道路の変更【桑園・発寒通ほか181路線】の決定（本件決定）を行い、同日付け札幌市告示第1929-13号により告示した。
- 2 平成29年8月10日付けで、請求人は、処分庁に対し、「札幌市行政不服審査申請」と題する文書を添付した電子メールを提出した。
- 3 処分庁は、前記2の文書について適法な審査請求として取り扱うことができないことから、平成29年8月24日付け札幌交第342号により、請求人に対し、同年9月8日までに本件審査請求に係る処分の内容を明らかにし、審査請求書を紙で提出するよう求めた。これに対し、請求人は、同年8月27日付けで、当該文書を訂正する文書（「札幌市行政不服審査請求」と題する文書）を添付した電子メールを提出した。

市民コメント：

- 用語「申請」を「請求」に書き直したのみであり「同一内容」である。
- 市はICTメール請求を容認した。

請求人の主張の要旨

本件決定の決定過程においては「現状把握・分析」、「対応策検討・検証」及び「目標管理設定」がなされていないことから、本件決定は合理性を欠き、再評価又は再審査がなされるべきである。

市民コメント：

- ・当該環状通は「現状4車線」でも将来交通容量以内である事から「6車線化」は必要無しである事を何故審議・説明してこなかったのか。
- ・市長以下の「6車線化」判断は間違った情報によるものである旨伝えている。

理 由

1 請求人の主張について

請求人は、本件決定について取消しを求め、又は本件決定の再評価若しくは再審査を求めているものと解される。

このうち、本件決定の取消しの求めについては、本件決定が、行政不服審

査法（平成26年法律第68号。以下「新審査法」という。）の施行の日（平成28年4月1日）前に行われているため、新審査法附則第3条の規定により同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧審査法」という。）を適用し、処分庁に対する異議申立て（旧審査法第6条）として取り扱うこととして、以下検討する。

市民コメント：

当審査請求自体は平成29/2017年6月23日付の重要な市情報「将来交通量情報」入手に起因した請求である。

2 本件異議申立てについて

請求人は、本件決定について取消しを求めているものと解されるところ、旧審査法第48条において準用する旧審査法第14条第3項によると、異議申立ては、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができないとされている。

本件決定は平成24年8月14日に行われており、本件異議申立ては平成29年8月10日付けで提起されているから、旧審査法第48条において準用する旧審査法第14条第3項に規定する異議申立期間を経過していることは明らかである。

ところで、請求人は、本件決定について知った日について、平成29年6月23日であると主張するものとも解されるが、同項に規定する異議申立期間の算定には、本件決定について知ったか否かという事情を考慮する必要はない。また、このことをおくとしても、告示により告知される処分については、告示があった日を処分があったことを知った日と解するのが相当である

（平成14年10月24日最高裁判所判決参照）から、本件決定を知った日は、平成24年8月14日であって、本件異議申立てが旧審査法第45条に規定する異議申立期間（処分があったことを知った日から起算して60日以内）も経過していることは明らかである。なお、平成29年6月23日に、処分庁により請求人に対し何らかの処分がなされた事実はない。

したがって、本件異議申立ては、異議申立期間を経過した後になされており、不違法である。

市民コメント：

- ・当事案に係わる再審議申し入れは
- ・工事入札中止を求めたのはH29/2017/3/03である。
- ・主張根拠となる新情報を入手した日付はH29/2017/6/23である。

3 本件審査請求について

請求人は、本件決定の再評価又は再審査を求めているところ、これは新審

市民コメント：
H18PT調査結果の交通量・車線等の調査・検証に努めてきており
根拠情報を得たのがH29/6/23である。

第十八条審査請求期間 但し書き
記：H30/2018/9/28

査法第3条の規定による不作為についての審査請求を意図するものであると解される。

しかし、同条の不作為とは、法令に基づき申請に対して何らの処分もしないことをいうが、本件決定に関して法令に基づき何らかの申請が行われたという事実はなく、そもそも本件決定について、法令に基づき何らかの申請を行う手段はない。

したがって、本件審査請求は、新審査法第3条の規定による不作為についての審査請求に該当せず、不適法である。

4 **結論**

以上のとおり、本件異議申立て及び本件審査請求は、いずれも不適法なものであるから、旧審査法第47条第1項及び新審査法第49条第1項の規定に基づき主文のとおり決定し、及び裁決する。

平成29年（2017年）9月27日

札幌市長 秋元 克



この決定及び裁決について取消しを求める場合は、この決定及び裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができます。

市民コメント：

・行政評価

行政機関が行う政策の評価に関する法律（目的）第一条

この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

・行政手続

行政手続法（目的等）第一条

この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

続く・・・

本書は、原本に基づいて作成した決定（裁決）書の謄本です。

平成29年（2017年）9月27日

札幌市長 秋元克広



市民コメント： 続き

・行服法の目的

行政不服審査法（目的等）第一条

この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

・請求の趣旨-1 「6車線化の目的？」

行政に対する処分/情報提供要請・依頼に対する「市対応の不当性」を問う事。

- ・「現4車線の将来推計交通量でも容量以内である事」が非公表・通知・無評価・無審議。
- ・「市内の地域的・一時的な交通課題」の対策として現状情報収集・分析を実施する為にデータ蓄積の重要性などを市民提案している。
- ・PT調査結果・将来交通量推計情報分析等の為 情報提供を「請求」してきているが市行政諸氏は計画諸工程策定・検討の為の「思考・考察」意識の欠如が起因して多くの「有意義な情報・データ」が 現在尚「提供」されぬ状況が続いている。
- ・PT調査/交通量推計論理的意義の理解不足、路線交通量の分析不足、B/C評価意義仕組みの理解不足、議会・市民への適切説明不能・不可。
- ・市内交通課題の「質的・量的」分析、「対策検討」分析・評価などを踏まえた「6車線整備」の必要性/投資評価などを含めた「総合的行政評価」が不可避である。
- ・科学するという意識・認識不足が要因であると推定されている。

・請求の趣旨-2 「行政の説明に根拠なし！」

行政が議会・市民に繰り返し行なって来た「6車線化の必要性」に関する如何なる説明にも明確な根拠が無いのみならず 誤った情報を基に事業判断を行った事。

- ・秋元克広:副市長(当時)答弁：平成25第3回定例会(平成25/2013年9月27日)
- ・佐藤達也:総合交通計画部長(当時)：答弁
財政市民委員会陳情：第220号(平成27/2015年2月12日)
- ・山形総合交通計画部長(当時)：答弁
総務委員会陳情：第238号(平成28/2016年12月12日)

「参考」

- ・藤野:総合交通計画部長(当時)：説明
第40回札幌市都市計画審議会(平成19/2007年11月14日)
- ・浦田 洋:交通計画課長：説明
第40回札幌市都市計画審議会(平成19/2007年11月14日)
- ・高野伸栄:都市計画審議会长判断：
発言・回答 H27/2015/07/29 ~ H28/2016/3/22

秋元1
秋元2

佐藤

山形

藤野

浦田

高野

★ 理に叶った目的設定 及び 明確な根拠説明責任が求められる。

「参考」 追加

審査請求期限:

処分:「4車線将来交通量」提示(H29/2017/6/23) & 説明

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示に関する規則 別

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内

行政説明:

・ < 対話1 > : 対話 H29/2017/2/23

吉岡副市長 & 佐藤担当局長

「都心部渋滞緩和」対策として「何故環状道南19条の6車線化が必須なのか？」説明を求めたが市は一切の検討・検証を行なっていない事が判明した。

(録音) 1 of 7 (市)吉岡氏, 佐藤氏, 山形氏 & 市民グループ 全体論

(録音) 2 of 7 (市)吉岡氏, 佐藤氏, 山形氏 & 市民グループ 全体論

・ < 対話5A > : H29/2017/6/23 via

環状通未整備の交通量推計について 「4車線でOK」とのデータ入手

・ < 対話6 > : H29/2017/7/06 via Skype電子

市は一切の検討・検証を行なっていない事が判明した。

都市計画担当局長:中田雅幸氏, 新総合交通計画部長:米田智弘氏
& 土木部長:天野周治氏

・ < 対話6A > : H29/2017/7/07 via

市からメール回答 「都心部交通量」将来推計データ

・ < 対話7 > : H29/2017/7/11 & 12 直接

まちづくり政策局都市計画担当局長:中田雅幸氏, 総合交通計画部長:米田智弘氏
& 建設局 土木部長:天野周治氏

・ < 対話8 > : H29/2017/7/26:問&回

交通量・B/Cデータ等

市として必要としていない数値の整理については、対応いたしかねます。

・ < 対話9A > : H29/2017/8/22:市長回答

「4車線交通量」容量以下の件

審議会実態:例

- ▪ **第64回札幌市都市計画審議会 平成24年(2012年)7月**
【桑園・発寒通】カーブ線形変更 & 環状通6車線化など
- ▪ **平成28年度第6回 第87回札幌市都市計画審議会 平成28年(2016年)3**
現状に合わせて「都市計画を変更」した例：東北通について
都市計画幅員16mを現況幅員15mに合わせて変更いたします。
- ▪ **H26/2014/11/04 見直し検討部会 第**
:「H16年マスタープラン」に対する見直し by 都市計画審議会
都市計画マスタープランの見直し検討状況 高野発言
- ▪ **平成28年第3回定例会(聴聞)**
10月17日 第二部決算及び議案審査特別委員会 聴聞会
市電料金改定について 松浦市議質問 & 高野返答